

令和 5 年度

横芝光町公営企業の
資金不足比率審査意見

横芝光町監査委員

横 監 第 1 4 号
令和 6 年 8 月 2 6 日

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

横芝光町監査委員 大木 薫

横芝光町監査委員 鈴木 克征

令和 5 年度横芝光町公営企業の資金不足比率の審査意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和5年度 公営企業資金不足比率の審査意見

1 審査の実施日

令和6年8月22日

2 審査の概要

この経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、資金不足比率算出過程に誤りはないかを主眼として実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 病院事業会計

審査に付された資金不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算審査等を照合した結果、計数は正確であると認められた。また、算出過程においても適切に処理されているものと認められる。

	令和5年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

病院事業会計の経営健全化審査における資金不足額は、流動資産等が流動負債等を上回っており資金不足額は生じない。

したがって、資金不足比率も発生せず、特に是正改善を要する指摘事項はない。

(2) 農業集落排水事業特別会計

審査に付された資金不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算審査等を照合した結果、計数は正確であると認められた。また、算出過程においても適切に処理されているものと認められる。

	令和5年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

農業集落排水事業特別会計の経営健全化審査における資金不足額は、歳出の額より歳入の額が上回っており資金不足額は生じない。

したがって、資金不足比率も発生せず、特に是正改善を要する指摘事項はない。

(3) 東陽食肉センター特別会計

審査に付された資金不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算審査等を照合した結果、計数は正確であると認められた。また、算出過程においても適切に処理されているものと認められる。

	令和5年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0%	

東陽食肉センター特別会計の経営健全化審査における資金不足額は、歳出の額より歳入の額が上回っており資金不足額は生じない。

したがって、資金不足比率も発生せず、特に是正改善を要する指摘事項はない。